

## (5) 伊予郡砥部町

### ① 各種の相談窓口について

お子さんの病気や発達のこと、その他様々な不安や心配なことを相談できる窓口を紹介します。

相談内容	窓口	連絡先	受付時間
小児慢性特定疾病に関すること 子どもの病気や障がいに関する不安や悩み 病気のある子どものきょうだいに関する不安や悩み 同じような病気のある子どもがいる家庭と交流したいなど	認定NPO法人 ラ・ファミリエ 地域子どものくらし 保健室  〒790-0813 松山市萱町4丁目7-2 カネ宮ビル1階	電話/FAX : 089-916-6035 E-mail : lafamille@cc-sodan.jp	平日 第1・3土曜日 10:00~17:00
障がい者手帳に関すること 福祉サービスに関すること	介護福祉課 障がい福祉係  〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町 宮内1392番地	電話 : 089-962-7255 FAX : 089-962-6820	平日 8:30~17:15
保育所や幼稚園、一時預かりについて	子育て支援課 保育幼稚園係  〒791-2120 愛媛県伊予郡砥部町 宮内1369番地 中央公民館1階	電話 : 089-962-6171 FAX : 089-962-4897	平日 8:30~17:15
病気や障がいのある子どもの就学に関わる相談について	教育委員会学校教育課 学校教育係  〒791-2120 愛媛県伊予郡砥部町 宮内1369番地 中央公民館2階	電話 : 089-962-4820 FAX : 089-962-7511	平日 8:30~17:15



相談内容	窓口	連絡先	受付時間
子育て、発達、虐待、不登校、いじめ、非行など、子どもに関する事、子育てに関する事について	<b>子育て支援課</b> <b>子育て支援センター係</b> 〒791-2120 愛媛県伊予郡砥部町 宮内1369番地 中央公民館1階	電話：089-907-5665 FAX：089-962-4897	平日 8:30～17:15
	<b>教育委員会学校教育課</b> <b>学校教育係</b> 〒791-2120 愛媛県伊予郡砥部町 宮内1369番地 中央公民館2階	電話：089-962-4820 FAX：089-962-7511	
	<b>保険健康課</b> <b>保健センター</b> 〒791-2120 愛媛県伊予郡砥部町 宮内1368番地	電話：089-962-6888 FAX：089-962-6891	
	<b>社会教育課</b> <b>砥部町青少年 育成センター</b> 〒791-2120 愛媛県伊予郡砥部町 宮内1369番地 中央公民館2階	電話：089-962-7400	
子どもの医療費に関する事 手当てや助成について	<b>保険健康課</b> <b>保険年金係(医療費)</b>  <b>介護福祉課</b> <b>障がい福祉係</b> <b>(特別児童扶養手当等)</b> 〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町 宮内1392番地	電話：089-962-7057 FAX：089-962-6499	平日 8:30～17:15
<b>子育て支援課</b> <b>子ども福祉係</b> <b>(児童手当、 児童扶養手当)</b> 〒791-2120 愛媛県伊予郡砥部町 宮内1369番地 中央公民館1階	電話：089-962-6299 FAX：089-962-4897		

相談内容	窓口	連絡先	受付時間
難病に関すること	<b>中予保健所健康増進課 難病・母子保健係</b>  〒790-8502 愛媛県松山市 北持田町132番地 愛媛県中予地方局2階	<b>電話：089-909-8757 FAX：089-931-8455</b>	平日 8:30～17:15
発達障がいに関する こと	<b>子育て支援課 子育て支援センター係</b>  〒791-2120 愛媛県伊予郡砥部町 宮内1369番地 中央公民館1階	<b>電話：089-907-5665 FAX：089-962-4897</b>	平日 8:30～17:15

※砥部町役場各課については、時間外は宿直者が電話対応し、後ほど担当者から連絡します。



## ② 子育て支援について

子育てに役立つ各種事業やサービスを紹介します。

### ○ 月齢別の保健サービス

※各事業の日程は変更する場合があります。広報、町ホームページにてご確認ください。

名称	内容	対象	場所・問い合わせ先	
母子健康手帳交付	産婦人科発行の妊娠届と引き換えに、母子健康手帳を発行します。 担当の助産師、保健師、栄養士が妊婦さんと面談します。	町内在住の妊婦	子育て支援課 子育て支援センター係 〒791-2120 砥部町宮内1369番地 中央公民館1階	
妊婦一般健康診査	県内の医療機関(産婦人科)または助産院において妊婦一般健康診査受診票を使用して、妊婦健康診査を受診できます。	町内在住の妊婦	電話：089-907-5665 FAX：089-962-4897  または	
妊婦歯科健康診査	指定医療機関(歯科)において、妊婦歯科健診受診票を使用して、無料で1回歯科健診を受診できます。	町内在住の妊婦	保険健康課 保健センター 〒791-2120 砥部町宮内1368番地	
ほっとママひろば	助産師、保健師などが、妊婦さん対象の相談と情報発信の教室を行っています。 妊婦さん同士の交流の場ともなっています。 ※完全予約制。参加予約は砥部町子育て応援ナビ「とことこ」または電話にて承ります。	町内在住の妊婦とその家族 (お子さん連れOK)	電話：089-962-6888 FAX：089-962-6891	
砥部町応援ナビ「とことこ」	砥部町での子育てを応援するアプリです。誕生日登録からの予防接種スケジュール作成、一部町事業の参加予約、お子さんの成長記録などができます。 ※母子健康手帳と合わせてご利用ください。	町内在住の子どもと保護者	保険健康課 保健センター 〒791-2120 砥部町宮内1368番地 電話：089-962-6888 FAX：089-962-6891	
 	Androidの方		iPhoneの方	

名称	内容	対象	場所・問い合わせ先
妊婦フォロー相談	助産師、保健師が出産予定の1～2カ月前に妊婦さんにお電話し、健康面の確認や困りごとの相談を行います。必要に応じ、訪問します。	町内在住の妊婦	保険健康課 保健センター 〒791-2120 砥部町宮内1368番地 電話：089-962-6888 FAX：089-962-6891
新生児聴覚検査	出産した医療機関（産婦人科）において、新生児聴覚検査にかかる費用の補助を行います。	町内在住の 新生児	
砥部町子育て用品 購入費助成事業	出生児1人につき36,000円分の「子育て用品引換券」を交付します。町内指定店にておむつ、授乳・お風呂用品、離乳食用品を購入できます。 1歳未満の転入には、転入月から1歳の誕生日の前の月までの月数×3,000円分を交付します。	町内在住の、1歳未満の子ども	子育て支援課 子ども福祉係 〒791-2120 砥部町宮内1369番地 中央公民館1階 電話：089-962-6299 FAX：089-962-4897
愛顔の子育て応援事業	2人目以降の出生児に対し、「愛顔の子育て応援券」を交付します。町内の登録店で紙おむつの購入ができます。券の有効期間中に愛媛県内の市町単位で住民票を異動した場合は、新しい住所地で残りの枚数を差し替えられます。	愛媛県内在住の、 第2子以降の 出生児	
産婦フォロー相談	助産師が産後1カ月以内に産婦さんにお電話し、健康面の確認や困りごとの相談を行います。必要に応じ、訪問します。	町内在住の、 産後1カ月以内 の産婦	子育て支援課 子育て支援センター係 〒791-2120 砥部町宮内1369番地 中央公民館1階 電話：089-907-5665 FAX：089-962-4897
産後ケア事業	通所・宿泊・訪問を通して、産後4カ月までの保健指導を必要とする産婦を支援します。 通所と宿泊は委託施設にて実施します。(費用一部自己負担あり) 事業の利用には、保健師と面談したのち町の許可が必要です。	町内在住の、 産後4カ月まで の産婦	

名称	内容	対象	場所・問い合わせ先
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	助産師、保健師、保育士が、出生4カ月以内のお子さんがいる家庭を訪問し、母子の健康面の確認と子育て相談に応じます。	町内在住の、出生4カ月未満の乳児とその家族	子育て支援センター係 〒791-2120 砥部町宮内1369番地 中央公民館1階 電話：089-907-5665 FAX：089-962-4897
すくすく相談	保健師、管理栄養士などが乳幼児の身体計測、栄養・健康相談を行います。 毎月第2月曜日の開催 ※完全予約制です。 参加予約は砥部町子育て応援ナビ「とことこ」または電話にて承ります。 (前ページ参照)	町内在住の、乳幼児とその家族	保険健康課 保健センター 〒791-2120 砥部町宮内1368番地 電話：089-962-6888 FAX：089-962-6891
4カ月児相談	4カ月の赤ちゃんの子育てのポイントや離乳食の始め方をお伝えし、身体計測や保健師による相談を行います。図書館から絵本のプレゼント(ブックスタート)もあります。 偶数月の開催	町内在住の生後4カ月～6カ月の乳児 ※対象者には個別に通知します。	
乳児一般健康診査	県内の医療機関(小児科)において乳児一般健康診査受診票を使用して、2回無料で健康診査を受診できます。 ※受診票は1歳の誕生日前日まで使用できます。	【推奨月例】 生後3～6カ月と、生後9～11カ月の乳児	
7カ月児健康診査(集団健診)	身体計測、問診、発達チェック、小児科医師と歯科医師の診察、保健師による個別相談(健康・育児)、栄養士による個別相談 奇数月の開催	町内在住の生後7カ月～9カ月の乳児 ※対象者には個別に通知します。	

名称	内容	対象	場所・問い合わせ先
1歳6か月児健康診査（集団健診）	身体計測、問診、発達チェック、小児科医師と歯科医師の診察、保健師による個別相談（健康・育児）、栄養士による個別相談、歯科衛生士による歯みがき指導 偶数月の開催	町内在住の 1歳6カ月～2歳未満の幼児 ※対象者には個別に通知します。	<b>保険健康課 保健センター</b>  <b>〒791-2120 砥部町宮内1368番地</b>  <b>電話：089-962-6888 FAX：089-962-6891</b>
むし歯予防教室	保健師、歯科衛生士による 染め出し、仕上げみがきなどの歯みがき指導 年間4回実施	町内在住の 2歳7カ月～9カ月の幼児 ※対象者には個別に通知します。	
3歳6か月児健康診査（集団健診）	身体計測、問診、発達チェック、小児科医師と歯科医師の診察、保健師による個別相談（健康・育児）、栄養士による個別相談、歯科衛生士による歯みがき指導 奇数月の開催	町内在住の 3歳6カ月～4歳未満の幼児 ※対象者には個別に通知します。	

※家庭の事情等により、町外の方でも事業を受けられる場合があります。ご相談は各問い合わせ先をお願いします。

### ○ 子育て世代包括支援センター

……妊娠期から子育て期、18歳までの子どもとその家族に関する相談窓口です。子育て世代に寄り添った相談・支援を行っています。専門職として保健師・助産師・保育士が常駐しています。

〒791-2120 伊予郡砥部町宮内1369番地  
中央公民館1階 Tel:089-907-5665



## ・子育て支援センターとべっころ

……妊娠期から子育て期にかかる交流と遊びの場を、子育て世代包括支援センター事務所横に設置し、子どもを遊ばせながら行政手続きや相談ができるよう配慮しています。

開所時間／土・日・祝日・年末年始を除く 9:00～12:00、13:00～17:00



とべ子育て元気ねっと  
(Instagram)

とべっころ・児童館・子育て支援  
団体・社会福祉協議会などが  
情報発信をしています。

## ・園庭開放「おやこ広場♪ハグハグ♪」

……町立保育所・幼稚園・認定こども園において週1回、園庭を開放しています。未就園のお子さんと一緒に遊んでいただけます。月1回、各実施場所にて町の子育て支援コーディネーターが遊びの提供や保護者の相談に応じています。

町外在住の方もご利用できます。

日程・時間については広報又は町ホームページにてご確認ください。

雨天中止の場合があります。

## ・療育支援

……お子さんの発達面に心配がある、子どもとの接し方が分からない、子育てが不安、など、保護者とお子さんの課題について一緒に考えていきます。必要に応じて、医療機関や児童発達支援の専門機関をご紹介します。

区分	内容	実施日	実施時間	利用料金
発達相談	・お子さんとの関わり方に不安がある保護者からの相談に応じます。必要に応じて、お子さんの発達検査を実施します。 ・相談は保健師、発達検査は公認心理士が行います。	完全予約制 (事前にお問い合わせください)	年齢に応じて実施時間が変わります。 予約時にご案内します。	無料
親子集団療育教室 (とべとべクラブ)	・発達に課題のあるお子さんや、お子さんとの関わり方に不安がある保護者を対象に、月1回の教室を実施します。保育士・公認心理士・保健師・看護師が保護者からの相談にも応じます。	毎月第4火曜日 (申込制です。 事前にお問い合わせください)	10:00 ～11:30	無料

## ○ とべファミリー・サポート・センター

……すべての子育て家庭に対して、仕事と子育ての両立を支援するとともに、身近な地域社会の中で子育てしやすい環境づくりを目指して、子育ての援助を受けたい方（利用者）と、子育ての援助を行いたい方（サポーター）を組織して、子育て援助活動を支援します。

### \* 利用登録の条件：

砥部町に在住の方、または勤務地が砥部町の方、生後3か月～小学校卒業までの子ども  
病児・病後児預かりは生後6か月から。

〒791-2120 伊予郡砥部町宮内1369番地 中央公民館1階

電話：089-962-1988

### ・ 援助活動

区分	内容	利用日	利用時間	利用料金
一般子育て 援助活動	・ 保育施設の送迎や保育時間前後の預かり ・ 学校や放課後児童クラブ、習い事の送迎やその前後の預かり ・ 保護者が病気や用事で子どもの世話ができないときの預かり ・ 保護者が短時間・臨時的に仕事があるときの預かり ・ 保護者の育児不安等による預かり	平日	7:00～19:00	700円 ／時間
			6:00～7:00 19:00～22:00	800円 ／時間
		土曜・ 日曜・ 祝日	7:00～19:00	800円 ／時間
			6:00～7:00 19:00～22:00	900円 ／時間
緊急子育て 援助活動	・ 病児、病後児の預かり ・ 病児・病後児保育施設への病児の送迎 （体調不良による保育所・幼稚園等への お迎えは不可）	年間 通して	6:00～22:00	時間・ 曜日に 関わらず 900円 ／時間

### ・ とべファミリー・サポート・センター利用助成事業

……町内在住の方に対しては、1か月25時間まで、利用料金の半額を町が助成します。  
助成券は申請月から年度末3月分までを一括でお渡しします。

### ・ 「子育てサロン♪ポレポレ♪」

……0歳から就学前のお子さんと保護者を対象に、毎月1回、子育てサロンを開催しています。開催場所は町内の各校区を回っていきます。町の子育て支援コーディネーターと、とべファミリー・サポート・センターのサポーターが各会場で遊びの提供と保護者の相談に応じます。町外在住の方も利用できます。

日程・時間については広報又は町ホームページにてご確認ください。

## ③ 手当や年金について

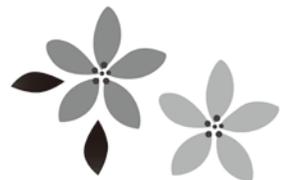
お子さんや保護者を対象の各種手当や年金について紹介します。

	手当	内容	対象	窓口
手 当	児童手当	<p>15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(中学校終了前の児童)を養育している方に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満 15,000円/月(一律)</li> <li>・3歳～小学生 10,000円/月 (第3子以降は15,000円)</li> <li>・中学生 10,000円/月(一律)</li> </ul> <p>※所得制限限度額以上の場合 5,000円(一律)</p>	<p>・世帯の生計中心者で、砥部町に住民登録しており、対象となる子どもを養育している人</p> <p>・児童の入所施設の設置者、里親</p> <p>・児童を監護し、生計を共にしている未成年後見人や、父母指定者(父母が国外に居る場合のみ)</p>	<p>子育て支援課</p> <p>〒791-2120 愛媛県伊予郡砥部町 宮内1369番地 子ども福祉係</p> <p>電話： 089-962-6299 FAX： 089-962-4897</p>
	児童扶養手当	<p>18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(中度以上の障がいがあるときは20歳に達した日の前日が属する月末までの児童)を養育しているひとり親家庭等に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども1人の場合 43,160円～ 10,180円/月</li> <li>・2人目 10,190円～ 5,100円/月 加算</li> <li>・3人目以降 1人につき 6,110円～ 3,060円/月 加算</li> </ul>	<p>○支給対象児童</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・父母が離婚した児童</li> <li>・父(または母)が死亡した児童</li> <li>・父(または母)が重度の障害にある児童</li> <li>・父(または母)の生死が明らかでない児童</li> <li>・父(または母)が裁判所からのDV保護命令を受けた児童</li> </ul> <p>など</p> <p>※所得制限あり</p>	



	手当	内容	対象	窓口
手 当	特別児童扶養手当	<p>精神または身体に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。</p> <p>・重度(1級障害) 52,500円/月 ・中度(2級障害) 34,970円/月</p>	<p>①児童が施設に入所していないこと ②障がいを理由とした公的年金を受けていないこと ③受給者、配偶者、扶養義務者の所得が一定の額以下であること</p>	<p>介護福祉課 〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町 宮内1392番地 障がい福祉係</p> <p>電話： 089-962-7255 FAX： 089-962-6820</p>
	障害児福祉手当	<p>精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の方に支給される手当です。</p> <p>14,880円/月 ※ 令和2年4月改定</p>	<p>20歳未満で、常時介護が必要であり、身体障がい(1級と2級の一部)や知的障がい(IQ20以下程度)のある児童で、以下の条件である方 ①受給者・配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以下であること ②施設に入所していないこと ③障害年金などの障がいを支給条件とする公的給付を受けていないこと</p>	
	特別障害者手当	<p>障がい重複するなど精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給される手当です。</p> <p>27,350円/月 ※ 令和2年4月改定</p>	<p>20歳以上で、日常生活で常時特別の介護が必要であり、障害年金の1級程度の障がい重複しているなど、著しく重度障がいの状態にある方で、以下の条件である方 ①受給者・配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以下であること ②施設に入所していないこと ③3か月以上連続して入院していないこと</p>	

	手当	内容	対象	窓口
年金	障害基礎年金	<p>病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。</p> <p><b>令和3年度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1級 976,125円/年 +子の加算</li> <li>・2級 780,900円/年 +子の加算</li> </ul>	<p>●20歳前の障がい 20歳前に病気やけが、障がい者となった場合、20歳以降に受けることができます。</p> <p>●20歳以降の障がいの場合 20歳～59歳の間に国民年金に加入中、または60歳～64歳の間に、病気やけがで障がい者になった場合受けることができます。 (一定の保険料納付が必要)</p>	<p>保険健康課 〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町 宮内1392番地 保険年金係</p> <p>電話： 089-962-7057 FAX： 089-962-6499</p>
制度	心身障害者扶養共済制度	<p>心身障がい児(者)の保護者が毎月一定の掛け金を納めることによって、保護者が亡くなったり、重度障害の状態になった後に、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される任意加入制度です。</p>	<p>障がいのある方を現に扶養している保護者であつて、次の要件を満たしている方</p> <p>①砥部町に住所があること ②加入時年度の4月1日時点で、年齢が65歳未満であること ③特別な疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること ④障がいのある方1人に対して、2口まで加入できます。</p>	<p>介護福祉課 〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町 宮内1392番地 障がい福祉係</p> <p>電話： 089-962-7255 FAX： 089-962-6820</p>



## ④ 医療費等の助成や給付について

お子さんを対象とした医療費の助成や給付について紹介します。

### ●医療費助成

助成・給付	内容	対象	窓口
子ども 医療費助成	入院・通院にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	0歳から中学校卒業までの保険適用の医療費が対象となります。  各医療保険の一部負担金について、町が助成します。 (高額療養費、家族療養費、付加給付金など、医療保険から支給される分を除いた額)  ※予防接種、文書料、入院時の差額ベッド代、食事療養標準負担額などは、支給対象になりません。	保険健康課 〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町 宮内1392番地 保険年金係  電話： 089-962-7057 FAX： 089-962-6499
ひとり親家庭 等医療費助成	ひとり親家庭等の母・父及び児童の入院・通院分に係る医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭で、所得税が非課税の世帯（ただし、子どもが引き続いて学生の場合は、20歳以上でも可）  ※課税世帯の場合も、扶養親族の人数などにより対象となる場合がありますので、お問い合わせください。	
未熟児養育医療	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児（1歳未満）に対して、その治療に必要な医療費を町が負担する制度です。給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。 ※指定養育医療機関（愛媛県中予） 愛媛県立中央病院、愛媛大学医学部附属病院、松山赤十字病院	出生時体重が2,000グラム以下または生活力が特に薄弱で、医師が入院療養を必要と認めた乳児（保護者が砥部町内に居住するもの）	

助成・給付	内容	対象	窓口
小児慢性特定 疾病医療費助成	国の指定する小児の慢性疾病にかかり、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、指定医療機関での治療に係る医療費の一部を助成します。	18歳未満の児童（ただし、18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の方も対象となります。）	中予保健所 健康増進課  〒790-8502 愛媛県松山市 北持田町132番地 難病・母子保健係
難病の医療費 助成	国の指定する「指定難病」と診断され、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、難病法に基づき指定された「指定医療機関」での治療等に係る医療費の一部を助成します。	指定難病と診断されている方で、以下の①～③に該当する方 ①症状の程度が指定難病の疾病ごとに決められた認定基準（重症度分類基準）を満たす方、または上記の認定基準を満たさないものの、指定難病に係る医療費の総額（10割の額）が33,330円を超える月が年間3回以上ある方 ②砥部町内に住所を有している方 ③公的医療保険（国民健康保険や健康保険など）に加入している方、または生活保護受給者	電話： 089-909-8757 FAX： 089-931-8455 E-mail： chu-kenkozosin @pref.ehime.lg.jp
重度心身障害者 医療費助成	重度心身障がい者の入院・通院分にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	次のいずれかに該当する人です。  ・身体障害者手帳1級または2級を持つ人 ・療育手帳A級を持つ人 ・療育手帳B級（中度）と身体障害者手帳を持つ人	保険健康課 〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町 宮内1392番地 保険年金係  電話： 089-962-7057 FAX： 089-962-6499
育成医療 (自立支援医療)	身体に障がいのある児童、もしくは将来機能障がいを招くおそれのある児童で手術等により障がいの治癒、軽減を図ることができる場合、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。 ※所得制限等の要件あり	①18歳未満の身体に障がいのある児童、もしくは将来障がいを残すと認められる児童で、手術等により確実な治療効果が期待できること ②指定自立支援育成医療機関で治療を行うこと ③砥部町に住民登録があること	介護福祉課 〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町 宮内1392番地 障がい福祉係  電話： 089-962-7255 FAX： 089-962-6820

助成・給付	内容	対象	窓口
精神通院医療 (自立支援医療)	精神障がいのある方が継続的に精神通院を受ける場合、県の指定医療機関、薬局、デイケアなどで、原則として1割負担に軽減されます。	精神障がい及び当該精神障がいに起因して生じた病態にたいして、病院又は診療所に入院しないで行われる医療。 医療機関、薬局、精神科デイケア、訪問看護などが対象となりますが、原則としてそれぞれ1カ所までの登録となります。	介護福祉課 〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町 宮内1392番地 障がい福祉係 電話： 089-962-7255 FAX： 089-962-6820
更生医療 (自立支援医療)	身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、その障がいについて確実な治療の効果が見込まれる医療に対して、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。 ※所得制限等の要件あり	身体障害者手帳を持っている18歳以上の方 対象となる障がいは、視覚障がい・聴覚障がい・言語障がい・肢体不自由・内部障がい(心臓・腎臓・肝臓・小腸・免疫)です。	



●用具の給付

給付	内容	対象	窓口
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。	小児慢性特定疾病児で、事前の申請が必要です。 支給対象となる用具は特殊マットや特殊寝台、歩行支援用具など13種目です。	介護福祉課 〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町 宮内1392番地 障がい福祉係 電話： 089-962-7255 FAX： 089-962-6820
補装具の交付・修理	身体障がい者(児)及び難病患者等の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具(補装具)の交付、借り受け及び修理に要する費用の支給を行います。	事前に、補装具の必要性が認められた人を対象とします。	

給付	内容	対象	窓口
日常生活用具 給付	障がいのある人や難病等の人が在宅での日常生活をより円滑に行うため、日常生活に必要な用具や住宅改修にかかる費用の一部を助成します。	原則、在宅で生活する以下の人が対象です。 ・身体障害者手帳の交付を受けている人 ・療育手帳の交付を受けている人 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ・難病患者等で必要性が認められる人  医療機関や施設等に入院中または入所中の人も医療機関や施設等で支給されない用具については対象としません。ただし、介護保険により給付の対象となる用具の貸与または購入費の支給を受けることができる人は対象外です。 また、一定以上の所得のある人も助成の対象外となります。	介護福祉課 〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町 宮内1392番地 障がい福祉係 電話： 089-962-7255 FAX： 089-962-6820

### ⑤-(a) 訪問看護について

訪問看護は、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士などの医療従事者が、自宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。医師が必要と認めた要介護者に対して、医師の指示のもとに生活支援と医療処置を行います。

\* 愛媛県内の訪問看護ステーションについては、P181参照



## ⑤-(b) 障がい者手帳の制度について

障がい者手帳とは、心身に何らかの障がいがあることにより自立が困難な方や日常生活に支援を必要とする方に対し、自治体から交付される手帳です。障がいの内容により、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。それぞれの障がいの程度に応じた等級があり、その等級に応じて受けられる支援やサービスの内容は異なります。

	手帳	内容	対象	窓口
①	身体障害者手帳	身体に一定以上の障がいのある人が、障がいの程度に応じてさまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。等級は、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能に障がいのある方	<b>介護福祉課</b> 〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町 宮内1392番地 <b>障がい福祉係</b> 電話： 089-962-7255 FAX： 089-962-6820
②	療育手帳	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せず社会生活上の適応行動に障がいをとまう、いわゆる知的障がい者(児)がさまざまな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がい程度には、A、Bがあります。	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せず社会生活上の適応行動に障がいをとまう方	
③	精神障害者保健福祉手帳	精神障がい者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的に、各種サービスが受けられる手帳です。1～3級までの等級があります。	精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会参加への制約がある方	

## ⑤-(c) 障害福祉サービスについて

### ○障害児相談支援

……障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

**\* 愛媛県内の障害児相談支援事業所については、P181参照**

### ○障害児通所支援

……障がいのあるお子さんに対して、日常生活における基本的な動作の指導や、生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練や治療、社会との交流の促進を、施設等に通所することで行う支援です。

●通所サービスには、以下のサービスがあります。

	サービス	内容	対象	窓口
①	児童発達支援	障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。 児童発達支援は、児童発達支援センターと児童発達支援事業所で受けられます。	小学校就学前の障がいのある子ども(身体障がい児、知的障がい、発達障がい児を含む精神障がい児)	<b>砥部町役場 介護福祉課 障がい福祉係</b>  〒791-2195 愛媛県伊予郡 砥部町宮内 1392番地  電話： 089-962-7255 FAX： 089-962-6820
②	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重度の障がいの状態、その他これに準ずる状態にある障がい児	
③	保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなど集団生活を営む施設を訪問し、障がいのない子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援を行います。	保育所や幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等の施設に通っている障がいのある児童	

	サービス	内容	対象	窓口
④	放課後等 デイサービス	学校に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	学校教育法に規定する学校（小・中・高校・特別支援学校等）に就学している障がいのある児童	砥部町役場 介護福祉課 障がい福祉係  〒791-2195 愛媛県伊予郡 砥部町宮内 1392番地  電話： 089-962-7255 FAX： 089-962-6820

\* 愛媛県内の障害児通所支援施設については、P181参照

## ○障害児入所支援

……障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。

●障害児入所支援には、「福祉型」と、治療も行う「医療型」があります。

	サービス	内容	対象	窓口
①	福祉型 障害児入所施設	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。 ・食事、排せつ、入浴等の介護 ・日常生活上の相談支援、助言 ・身体能力の訓練や日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・コミュニケーション支援	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児 ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童	愛媛県 保健福祉部 福祉総合支援センター  〒790-0811 愛媛県松山市 本町7-2 愛媛県総合保健福祉センター内  電話： 089-922-5040 FAX： 089-923-9234

	サービス	内容	対象	窓口
②	医療型 障害児入所施設	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導等を行うとともに、治療を行うサービスです。 ・ 疾病の治療 ・ 看護 ・ 医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護 ・ 日常生活上の相談支援や助言 ・ 身体能力の訓練に加えて、日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・ レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・ コミュニケーション支援	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障害児 ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童	愛媛県 保健福祉部 福祉総合支援センター  〒790-0811 愛媛県松山市 本町7-2 愛媛県総合保健福祉センター内  電話： 089-922-5040 FAX： 089-923-9234

\* 愛媛県内の障害児入所支援施設については、P181参照



●居宅サービス等、その他の障害福祉サービス

\* 18歳未満も利用可能なサービス

	サービス	内容	対象	窓口
自立支援給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援を行います。	障害支援区分1以上の方 ※障がい児も利用できる場合があります。	砥部町役場 介護福祉課 障がい福祉係 〒791-2195 愛媛県伊予郡 砥部町宮内 1392番地
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとてもし高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。	障害支援区分6であって、次のいずれかに該当する方 ①四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態の筋ジストロフィー患者等 ②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の点数が、合計10点以上である方 ※障がい児も、区分6に相当する心身の状態の方は利用できる場合があります。	電話： 089-962-7255 FAX： 089-962-6820
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	障害支援区分1以上の方（医療型短期入所は別の要件あり） ※障がい児も利用できる場合があります。	
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援等を行います。	障害支援区分3以上で、行動関連項目等で条件あり ※障がい児も利用できる場合があります。	
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。	障害支援区分以外の条件あり ※障がい児も利用できる場合があります。	

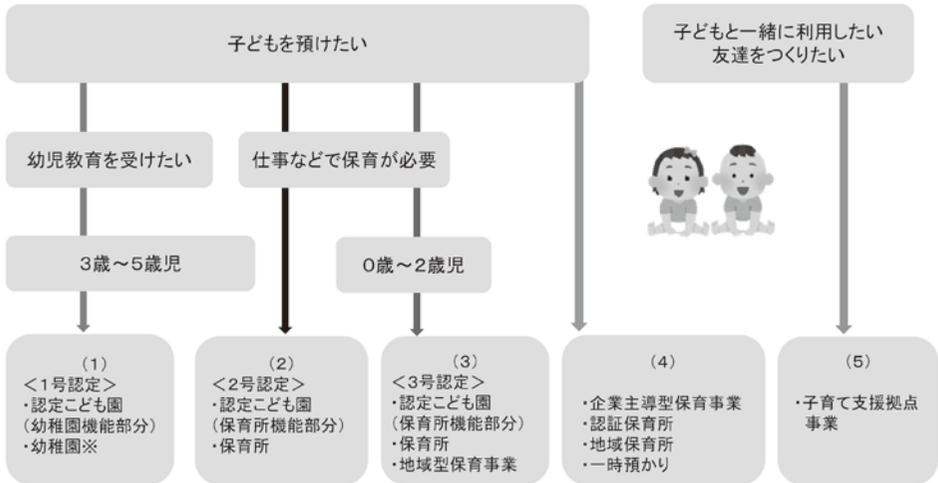
	サービス	内容	対象	窓口
地域生活支援事業	移動支援事業	移動に困難を有する視覚障がい者(児)・全身性障がい者(児)・知的障がい者(児)・精神障がい者(児)・発達障がい者(児)等に、円滑に外出できるよう、移動の支援を行います。	①身体障害者手帳の肢体不自由1級で、両上肢及び両下肢の等級が1級若しくは2級の機能障がいのある方 ②療育手帳を所持している方 ③精神障害者保健福祉手帳を所持している方 ④障害者総合支援法の対象となる難病患者の方 ⑤発達障がいであると診断された方	砥部町役場 介護福祉課 障がい福祉係  〒791-2195 愛媛県伊予郡 砥部町宮内 1392番地  電話： 089-962-7255 FAX： 089-962-6820
	日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。	①児童相談所または知的障害厚生相談所において知的障がいを有すると判定された者 ②身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の者 ③医師により発達障がいと診断された18歳未満の者等 ④障害者総合支援法の対象となる難病患者	
	地域活動支援センター	作業やレクリエーションなどを通して、社会参加(地域との交流)、自立の促進を図ることを目的としたところです。	砥部町内に在住する在宅の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及びその家族または支援者	砥部町役場介護福祉課 障がい福祉係 〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町 宮内1392番地 電話:089-962-7255 FAX:089-962-6820  または 砥部町役場保険健康課 健康増進係 〒791-2120 愛媛県伊予郡砥部町 宮内1368番地 電話:089-962-6888 FAX:089-962-6891  または 地域活動支援センター ひとやすみ 〒791-2120 愛媛県伊予郡砥部町 宮内1404-1 Sステージビル2階 電話/FAX: 089-904-1306

	サービス	内容	対象	窓口
	生活支援費 住宅入居費 一時生活再建費	生活再建までに必要な費用 住宅の賃貸契約を結ぶための費用など	離職世帯、低所得世帯	愛媛県 社会福祉協議会 地域福祉部 福祉資金課
	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生業を営むために必要な経費</li> <li>・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費</li> <li>・ 福祉用具等の購入に必要な経費</li> <li>・ 障がい者用の自動車の購入に必要な経費</li> <li>・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・ 介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費</li> <li>・ 冠婚葬祭に必要な経費</li> <li>・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費</li> <li>・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費</li> <li>・ その他日常生活上一時的に必要な経費</li> </ul>	低所得世帯、障がい者世帯、65歳以上の高齢者の属する世帯等	<p>〒790-8553 愛媛県松山市 持田町三丁目 8番15号</p> <p>電話： 089-921-8384 FAX： 089-921-5289</p> <p>または</p> <p>砥部町 社会福祉協議会 〒791-2120 愛媛県伊予郡 砥部町宮内 1369番地 砥部町中央公民館内</p> <p>電話： 089-962-7100 FAX： 089-962-7186</p>
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困窮となった場合に貸し付ける少額の費用		

	サービス	内容	対象	窓口
生活福祉資金貸付事業	教育支援費 就学支度費	○教育支援費 高等学校、大学又は 高等専門学校に就学 するための経費 ○就学支度費 高等学校、大学又は 高等専門学校への入 学に際し必要な経費	低所得世帯、障がい 者世帯、65歳以上 の高齢者の属する世 帯等	愛媛県 社会福祉協議会 地域福祉部 福祉資金課 〒790-8553 愛媛県松山市 持田町三丁目8番15号 電話：089-921-8384 FAX：089-921-5289 または 砥部町 社会福祉協議会 〒791-2120 愛媛県伊予郡 砥部町宮内1369番地 砥部町中央公民館内 電話：089-962-7100 FAX：089-962-7186

## ⑥ 入園について

### ○保育所等の利用について



※松山市HPより引用

※幼稚園のうち、私立幼稚園には、新制度に移行している幼稚園と新制度に移行していない幼稚園があります。新制度に移行していない幼稚園への入園を希望する場合は、1号認定を受ける必要はありません。

子ども・子育て新制度(平成27年度開始)に移行した幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する場合は、支給認定を受ける必要があります。支給認定区分には、利用を希望する施設や子どもの年齢によって、3つの区分があります。

利用希望施設	保護者の要件	対象年齢	必要な認定区分	窓 口
幼稚園	なし	3～5歳	新制度に移行していない幼稚園	認定なし
			新制度に移行している幼稚園	1号認定
認定こども園	なし	3～5歳	幼稚園機能部分(1号認定)	<b>子育て支援課</b> 〒791-2120 愛媛県伊予郡砥部町 宮内1369番地 保育幼稚園係 電話： 089-962-6171 FAX： 089-962-4897
		3～5歳	保育所機能部分(2号認定)	
認定こども園	仕事等の理由により家庭での保育ができない場合など、保育の必要な事由に該当する場合	0～2歳	3号認定	
保育所		3～5歳	2号認定	
		0～2歳	3号認定	
地域型保育事業		0～2歳	3号認定	
企業型保育事業、 認証保育所、 地域保育所	0～2歳	認定なし		
子育て支援 拠点事業	なし	0～5歳	認定なし	

砥部町

### ○一時預かりについて

1号認定で実施園に在籍する園児のうち、教育時間外の保育を必要とする理由がある場合に、預かり保育を利用することができます。

#### ・砥部町内の一時預かり実施の施設

実施園	定員	条件	問い合わせ先
砥部こども園 宮内幼稚園 麻生幼稚園	各20名	1号認定在園児のうち保護者の就労などのため家庭での保育が困難と認められる子ども 毎月10日までに実施施設に申請して下さい。	<b>子育て支援課</b> 〒791-2120 愛媛県伊予郡砥部町 宮内1369番地 保育幼稚園係 電話：089-962-6171 FAX：089-962-4897

## ○一時保育について

保護者の就労・疾病・冠婚葬祭・学校行事への出席、リフレッシュなどの理由で、一時的に保育所を利用することができます。ご利用には事前に申込みが必要です。

## ・砥部町内の一時保育実施の施設

実施施設	定員	条件	問い合わせ先
砥部こども園 麻生保育所	各12名	町内在住の満1歳から就学前までの子ども。 毎月10日に翌月の利用希望日を受け付けます。 実施施設にて直接登録・利用申込みを行って下さい。登録後に簡単な面談があります。	子育て支援課 〒791-2120 愛媛県伊予郡砥部町 宮内1369番地 保育幼稚園係 電話：089-962-6171 FAX：089-962-4897

## ○病児・病後児保育について

……保護者の就労等の理由により、病気中のお子さん（小学6年生まで）を家庭で保育できない場合に、専用施設において、一時的（連続して7日間を限度）に預かりをする保育です。

## ・病児・病後児保育の実施施設

施設名		所在地・電話番号	利用時間	問い合わせ先
キッズハウス (むかいだ 小児科)	松前町	伊予郡松前町恵久美 792-1 電話：089-985-3929	平日 8:30～18:00 土曜日 8:30～12:30	各施設へ直接連絡 制度については、 子育て支援課
石丸小児科	松山市	松山市三番町六丁目 5番地1 電話：089-921-2918	平日 8:30～17:30 土曜日 8:30～15:00	〒791-2120 愛媛県伊予郡砥部町 宮内1369番地 (中央公民館1階) 子ども福祉係 電話： 089-962-6299 FAX： 089-962-4897
芳村小児科医院		松山市保免西一丁目 2番1号 電話：089-971-0800	平日：8:30～18:30 土曜日：8:30～13:30	
天山病院		松山市天山二丁目 3番30号 電話：089-946-1515	平日：8:30～19:00 土曜日：8:30～12:30 ※R3.9.1から当面の間 18:30まで	
愛媛生協病院		松山市来住町 1091番地1 電話：089-961-1307	平日：8:00～18:00 土曜日：8:00～13:30	

## ⑦ 就学について

### ○特別な教育的支援を必要とする子どもの教育相談について

……特別な教育的支援を必要とする未就学児とその保護者等を対象に、支援の在り方や望ましい就学の場について、教育相談を行っています。

申し込み方法：在籍している園等を通じて申込み

問い合わせ先：教育委員会 学校教育課 学校教育係

〒791-2120 愛媛県伊予郡砥部町宮内1369番地 中央公民館1階  
電話：089-962-4820

### ○就学時健康診断

……就学予定者に対して、10月頃に実施し、心身の状況を把握して、治療の勧告その他の保健上必要な助言等を行います。例年9月下旬～10月中に在住校区の小学校から各家庭に案内があります。

問い合わせ先：教育委員会 学校教育課 学校教育係

〒791-2120 愛媛県伊予郡砥部町宮内1369番地 中央公民館1階  
電話：089-962-4820

### ◇就学先

就学分類	概要	対象
通常の学級	通常の学級です。	
通常の学級＋ 通級指導	小・中学校において、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、一部、障がいに応じた特別の指導を特別な場で受けます。障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための個別指導を行います。	言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD) など
特別支援学級	障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級です。小・中学校の学習指導要領に沿った教育を行います。障がいの状態等に応じて、特別支援学校学習指導要領を参考にし、実情に合った教育課程が編成できるようになっています。	知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい、言語障がい

就学分類	概要	対象
特別支援学校	障がいのある幼児児童生徒を対象として、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。子どもの実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっていて、一人一人に応じた教育内容・方法を工夫し、きめ細かな指導・支援を行います。	視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱者（身体虚弱者を含む）

### ● 特別支援学級または通級指導教室を設置している砥部町内小学校

学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
麻生小学校	伊予郡砥部町高尾田 760番地	089-956-0516	○	○
宮内小学校	伊予郡砥部町宮内 640番地	089-962-2072	○	○
砥部小学校	伊予郡砥部町大南 1039番地	089-962-2030	○	—
広田小学校	伊予郡砥部町総津 375番地	089-969-2417	—	—

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）があります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。

### ● 特別支援学級または通級指導教室を設置している砥部町内中学校

学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
砥部中学校	伊予郡砥部町千足 68番地	089-962-2008	○	○

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）があります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。

## ● 愛媛県内の特別支援学校

学校名	住所	電話番号	障がい種別
松山盲学校	松山市久万ノ台112	089-922-3655	視覚障がい
松山聾学校	松山市馬木町2325	089-979-2211	聴覚障がい
宇和特別支援学校 [聴覚障がい部門]	西予市宇和町卯之町3-85	0894-62-0061	
しげのふ特別支援学校	東温市田窪2135	089-964-2258	肢体不自由・病弱
新居浜特別支援学校川西分校	新居浜市宮西町4-46	0897-31-1121	肢体不自由
宇和特別支援学校 [肢体不自由部門]	西予市宇和町卯之町3-85	0894-62-0061	
みなら特別支援学校	東温市見奈良1545	089-964-2395	知的障がい
みなら特別支援学校 松山城北分校	松山市馬木町2325	089-979-5650	
今治特別支援学校	今治市桜井乙32-313	0898-47-0355	
宇和特別支援学校 [知的障がい部門]	西予市宇和町永長1287-1	0894-62-5135	
新居浜特別支援学校	新居浜市本郷3-1-5	0897-31-6656	
新居浜特別支援学校 みしま分校	四国中央市三島中央 3丁目2-23	0896-24-5625	
愛媛大学教育学部 附属特別支援学校	松山市持田町1丁目 5-22	089-913-7891	

